

# I 総論

第1章 計画の策定にあたって（計画の基本的考え方）

第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状（統計等）

第3章 計画の基本的な方向

## 第1章 計画の策定にあたって（計画の基本的考え方）

### 1 計画策定の趣旨

犯罪被害者等に対する支援について、国は、平成16年に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）を定め、同法第8条第1項の規定により犯罪被害者等基本計画を策定し、犯罪被害者等のための施策を推進しており、計画期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とする第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）においては、犯罪被害者等支援のための体制整備の取組の一つとして、地方公共団体における犯罪被害者等支援の促進を掲げております。

県においては、これまで、平成15年に制定したちゅうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）に犯罪被害者等支援に関する事項を盛り込み、犯罪被害者等支援に関する施策を推進してきたところです。

こうした中、本県では、犯罪被害者等支援の一層の推進を図るため、令和4年7月に「沖縄県犯罪被害者等支援条例」（令和4年沖縄県条例第42号。以下「条例」という。）を制定しました。

このたび、この条例に基づき、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「沖縄県犯罪被害者等支援計画」（以下「計画」という。）を策定します。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、条例第9条に基づき策定するものであり、基本法第5条（地方公共団体の責務）の規定に基づく要請に応えるものです。

県が実施する具体的施策（犯罪被害者等に特化していない関連施策・事業も含む。）を体系的に整理し、定めます。

また、「沖縄県SDGs実施指針」を踏まえ、誰一人取り残さないという理念のもと、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に貢献します。

#### 《 SDGs：関連する主なゴール 》



### 3 計画期間

---

令和5年度～令和9年度（5か年）

ただし、計画期間内であっても、国の施策の展開、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化等に合わせ、必要に応じて見直すことがあります。

### 4 計画の推進体制

---

様々な分野にわたる施策を総合的に機能させていくために、「沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を中心に、庁内関係部局が相互に連携・協力しながら施策を進めていきます。

また、計画の策定・改定にあたっては、広く県民の意見を求め（パブリックコメントの実施）、及び「沖縄県犯罪被害者等支援審議会」で調査審議します。

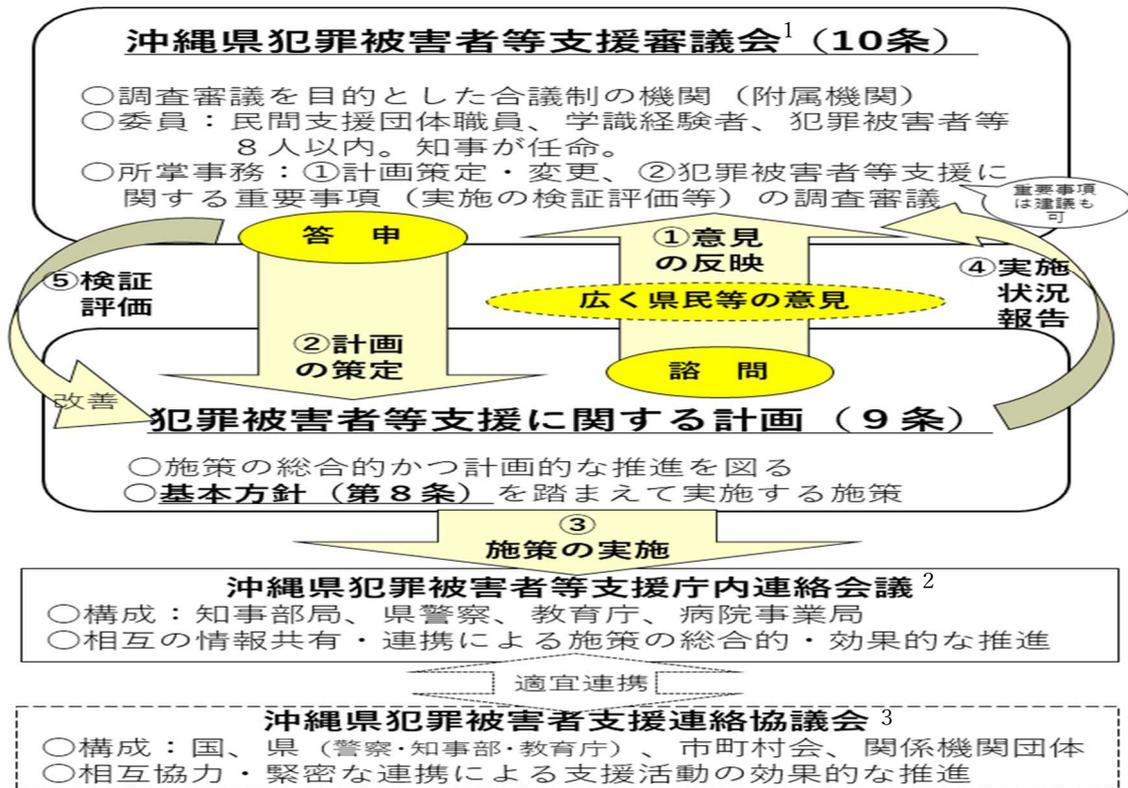
### 5 実施状況の公表、検証

---

条例第9条第6項に基づき、毎年度、計画に基づき実施した施策の実施状況を取りまとめ、公表します。

さらに、「沖縄県犯罪被害者等支援審議会」において、検証を行い、必要に応じて改善を図りながら施策を進めていきます。

《 計画運営イメージ図 》



<sup>1</sup> 「沖縄県犯罪被害者等支援審議会」…沖縄県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等支援計画等について調査審議を行う附属機関。知事の諮問（意見を聴く）に応じて答申（諮問事項について意見を述べる）し、又は建議（意見を申し出る）することを職務とする。委員は、民間支援団体の職員、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命し、8人以内で組織する。令和4年11月に設置し、7名の委員（令和5年2月現在）で構成している。

<sup>2</sup> 「沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議」…犯罪被害者等基本法及び沖縄県犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、庁内関係各課相互の情報共有及び連携を図るため、平成20年に設置し、21課（令和5年2月現在）で構成している。

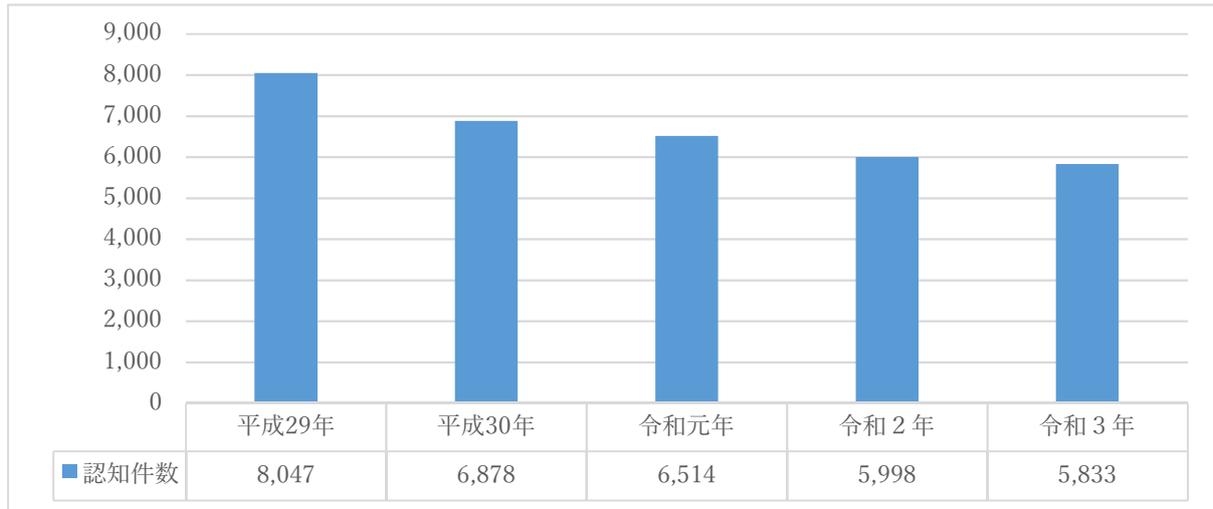
<sup>3</sup> 「沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会」…犯罪被害等のおかれている現状を踏まえ、加盟機関・団体等が相互協力と緊密な連携によって、被害者の視点に立ち、被害者のニーズに対応した支援活動を効果的に推進することを目的として、平成10年に設置し、24機関・団体（令和5年2月現在）で構成している。

## 第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状（統計等）

### 1 犯罪等の状況

#### (1) 刑法犯認知件数（総数）《県内》

県内における刑法犯の認知件数<sup>4</sup>は、平成14年の25,641件をピークに、年々減少しており、令和3年には5,833件とピーク時の約4分の1に減少しています。



（出典：沖縄県警察「犯罪統計書」）

#### (2) 刑法犯認知件数（罪種別）《県内》

罪種	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	8,047	6,878	6,514	5,998	5,833
凶悪犯	71	43	50	51	39
殺人	11	17	16	10	14
強盗	18	14	14	9	7
放火	15	6	5	15	6
強姦等	27	6	15	17	12
粗暴犯	885	792	759	788	758
凶器準備集合	0	0	0	1	0
暴行	325	294	258	277	253
傷害	475	428	421	414	383
脅迫	48	31	62	80	102
恐喝	37	39	18	16	20
窃盗犯	5,474	4,661	4,234	3,710	3,581
知能犯	496	452	455	368	410
風俗犯	82	69	87	70	69
賭博	3	4	3	5	1
わいせつ	79	65	84	65	68
その他の刑法犯	1,039	861	929	1,011	976

（出典：沖縄県警察「犯罪統計書」）

<sup>4</sup> 認知件数…警察において発生を認知した事件の数をいう。

## (2)‑2 米軍人・軍属及びその家族による刑法犯検挙件数（罪種別）《県内》

罪種	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	48	31	31	39	41
凶悪犯	4	0	0	2	2
殺人					
強盗	2			2	
放火					
強制性交等	2				2
粗暴犯	8	6	2	10	1
凶器準備集合					
暴行	3	1	1	3	1
傷害	5	5	1	7	
脅迫					
恐喝					
窃盗犯	18	16	9	13	25
知能犯	13	2	4	1	
風俗犯	2		1	1	3
その他の刑法犯	3	7	15	12	10

(出典：沖縄県警察「犯罪統計書」)

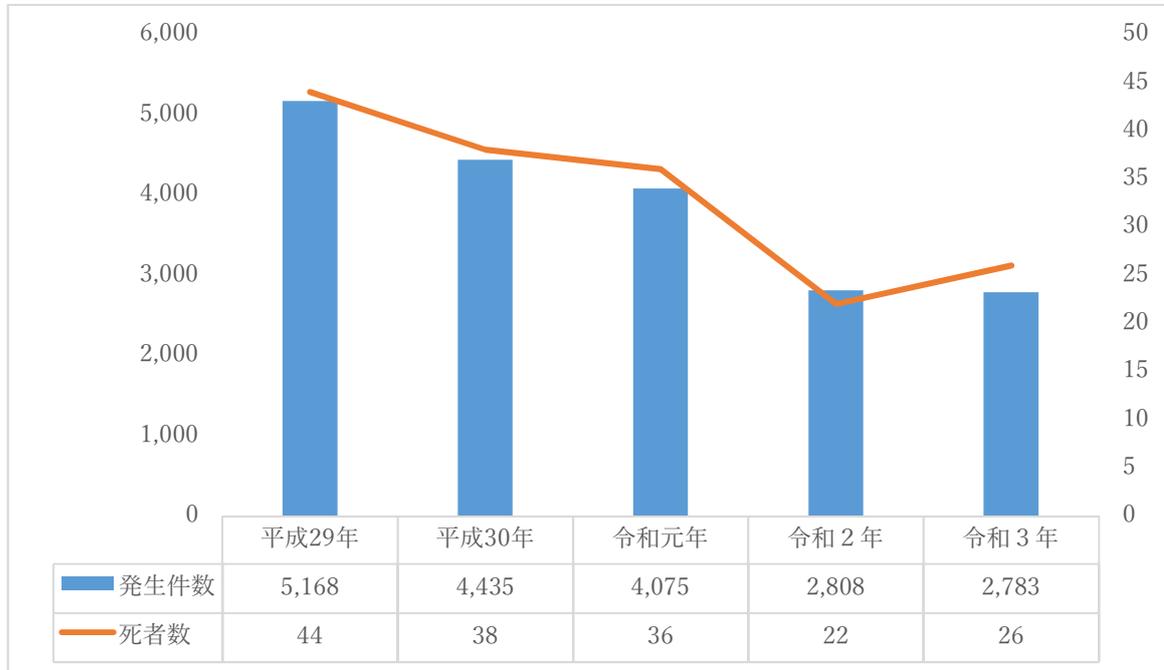
## (参考) 被疑者と被害者との関係別検挙件数（総数）《全国》

被害者	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	316,412	299,398	284,584	270,430	255,500
実父母	1,914	2,001	2,061	2,023	2,049
養父母	61	54	60	87	74
継父母	58	54	43	45	39
配偶者	7,738	8,229	8,397	6,313	6,307
うち)女	6,965	7,363	7,454	5,550	5,514
実子	1,373	1,768	2,273	2,390	2,507
養子	177	232	315	326	333
継子	127	187	210	185	198
兄弟姉妹	994	1,065	1,022	1,116	1,123
その他の親族	1,243	1,139	1,212	1,110	1,122
元配偶者	–	–	–	685	612
交際相手	–	–	–	6,645	6,238
知人友人	17,467	16,772	16,194	11,320	10,806
職場関係者	7,667	8,266	7,848	7,537	7,331
その他	9,732	9,732	9,217	8,972	8,670
面識なし	154,496	142,900	133,469	121,914	107,545
法人・団体・被害者なし	113,365	106,999	102,263	99,762	100,546

(出典：警察庁「犯罪統計書」)

(3) 交通事故発生件数・死者数《県内》

令和3年中の県内における交通事故発生件数は2,783件で、平成25年以降10年連続で減少するとともに、同年の死者数は、統計史上2番目に少ない数となっております。

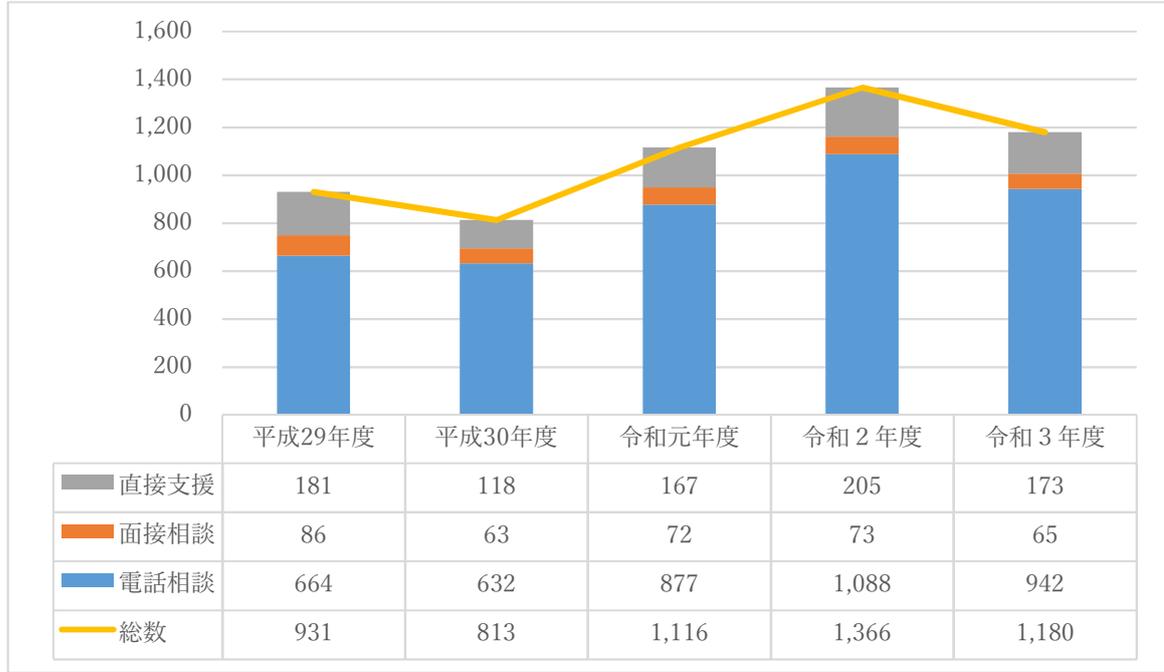


(出典：沖縄県警察「交通白書」)

## 2 犯罪被害等に関する相談の状況

### (1) 公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター相談支援件数

沖縄被害者支援ゆいセンターにおける相談支援件数は、増加傾向にあり、令和2年度は過去最多件数となりました。



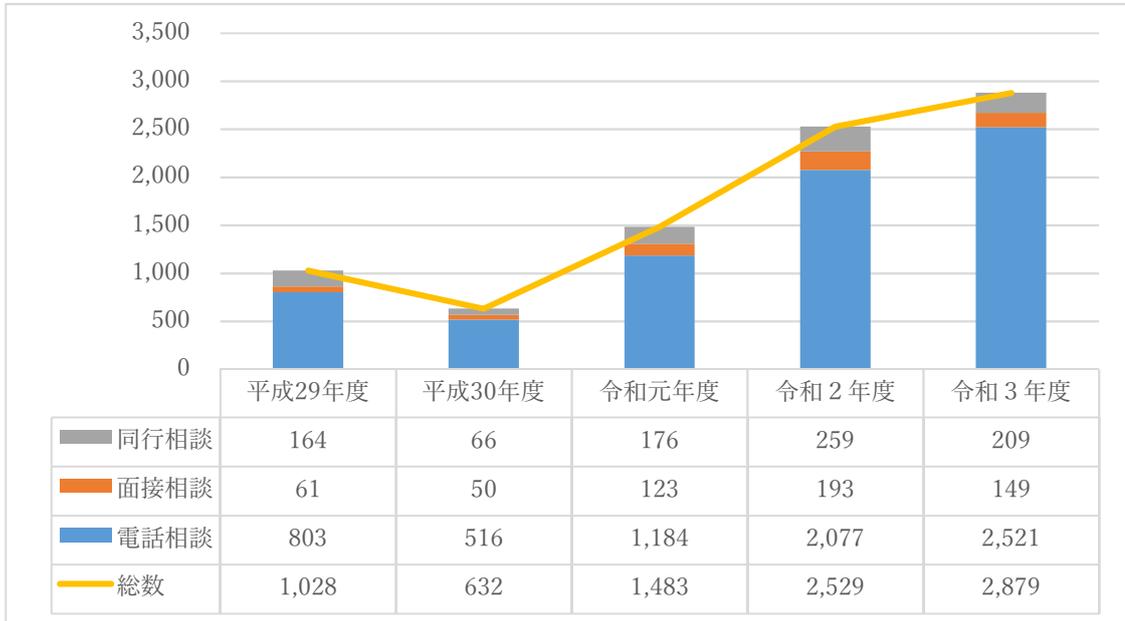
（出典：（公社）沖縄被害者支援ゆいセンター調べ）

#### ■内訳

支援項目・内訳	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<b>相談支援件数 合計</b>	<b>931</b>	<b>813</b>	<b>1,116</b>	<b>1,366</b>	<b>1,180</b>
<b>電話相談</b>	<b>664</b>	<b>632</b>	<b>877</b>	<b>1,088</b>	<b>942</b>
交通事故	59	46	75	103	87
性被害	183	131	296	317	228
殺人（傷害致死）	47	71	85	155	107
暴行・傷害	76	65	74	198	188
DV・ストーカー	134	168	121	85	159
その他	165	151	226	230	173
<b>面接相談</b>	<b>86</b>	<b>63</b>	<b>72</b>	<b>73</b>	<b>65</b>
交通事故	11	5	5	8	5
性被害	26	13	27	22	14
殺人（傷害致死）	7	7	8	8	10
暴行・傷害	13	8	9	17	12
DV・ストーカー	15	21	13	7	16
その他	14	9	10	11	8
<b>直接支援</b>	<b>181</b>	<b>118</b>	<b>167</b>	<b>205</b>	<b>173</b>
裁判所付添・代理傍聴等	40	34	61	63	47
病院・カウンセリング付添	37	24	32	25	41
検察庁・警察署付添	14	3	7	7	10
弁護士事務所付添	56	38	36	56	18
公的機関付添	11	5	12	8	18
その他（家庭訪問等）	23	14	19	46	39

**(2) 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター相談支援件数**

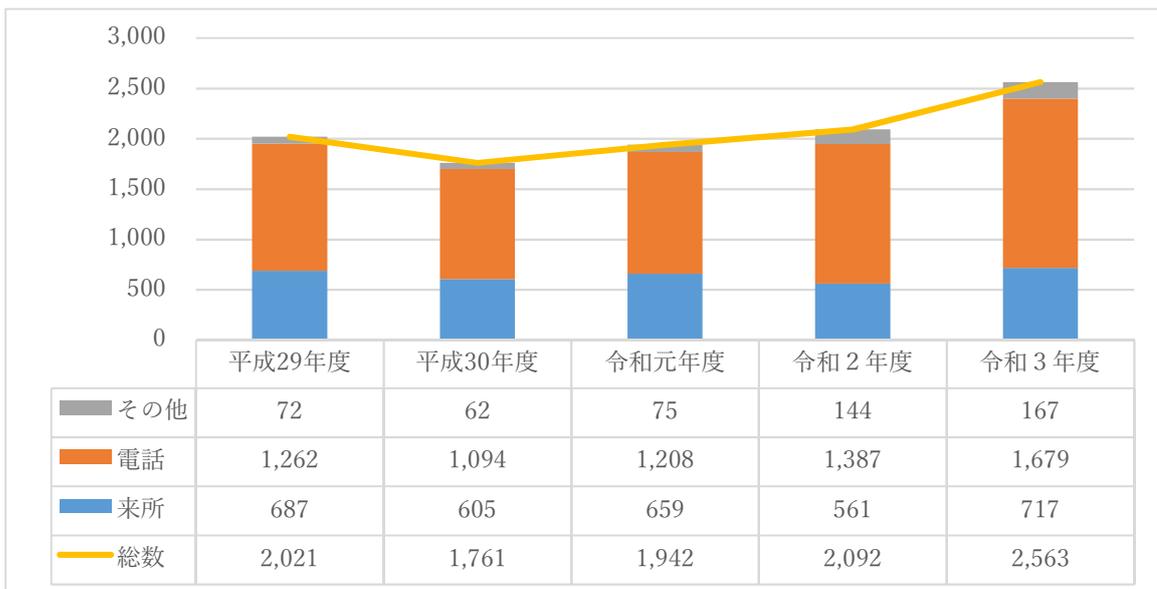
沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター「with you おきなわ」における相談支援件数は、令和3年度は延べ2,879件となっており、令和2年度から350件の増加となっています。



（出典：沖縄県女性力・平和推進課調べ）

**(3) 沖縄県配偶者暴力相談支援センター相談件数**

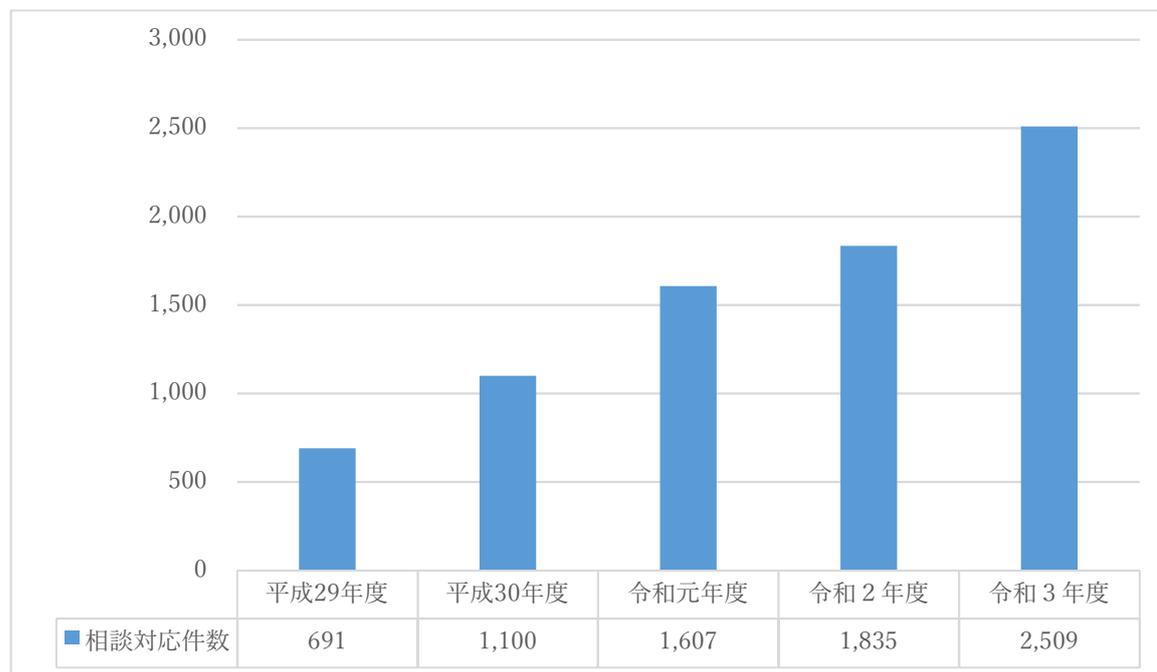
本県の配偶者暴力相談支援センターにおける令和3年度のDV相談件数は2,563件となっており、平成29年度の2,021件から542件の増加となっています。



（出典：内閣府男女共同参画局ホームページ）

**(4) 児童相談所における児童虐待相談対応件数**

令和3年度の本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、2,509件で対前年度比36.7%の増となっております。



（出典：厚生労働省ホームページ、沖縄県「児童相談所業務概要」）

### 3 犯罪被害者等の置かれた状況

---

#### (1) 直接的被害、加害者からの更なる被害

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪被害に遭うことで、生命を奪われる、家族を失う、身体を傷つけられる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けます。

さらに、加害者から再被害を受け、一層重大な被害となる場合もあります。

#### (2) 心身の不調

犯罪被害者等は、事件により大きな精神的ショックを受けることで、不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身に様々な不調が現れます。

また、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もあります。

これらにより、一時的に家事や育児、仕事といった事件前には当たり前に行っていたことが、できなくなることがあります。

場合によっては、一時的な精神反応にとどまらず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の持続的な症状が現れることもあります。

#### (3) 生活上の問題

けがの治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、家族が家事や育児が手につかなくなったことによる外食、託児サービスの利用増加等様々な面で支出が増加します。

加えて、刑事手続きや民事手続き等の各種手続きや、加害行為による治療や心身の不調により、被害に遭う前と同様に働けなくなることで、仕事の休職・退職を余儀なくされることもあり、収入の減少・途絶により経済的に困窮することが少なくありません。

また、自宅が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居を必要とする場合もあるほか、被害直後の、平穏な日常生活を失い、心身ともに消耗している状態の中で、行政手続きや司法手続きを行わなければならないという大きな負担も抱えています。

#### (4) 周囲の人の言動やマスコミ等による精神的苦痛、二次的被害の問題

人から危害を加えられ、社会に対する信頼が揺らぐ中、周囲からの好奇の目、偏見や誤解による心ない言動や中傷、興味本位の質問、インターネット上のいわれなき書き込み等が大きな精神的苦痛となることもあります。

さらに、マスコミによる、事実と異なる内容やプライバシーを侵害する内容などの報道、強引・過剰な取材により、更に精神的に深く傷つけられることもあります。

周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することも多く、こうした被害後における精神的被害も極めて深刻です。

### (5) 捜査、裁判に伴う様々な問題

捜査や裁判にあたり、事件について複数回事情を聞かれたりすることがあり、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをすることもあります。

捜査の過程では、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

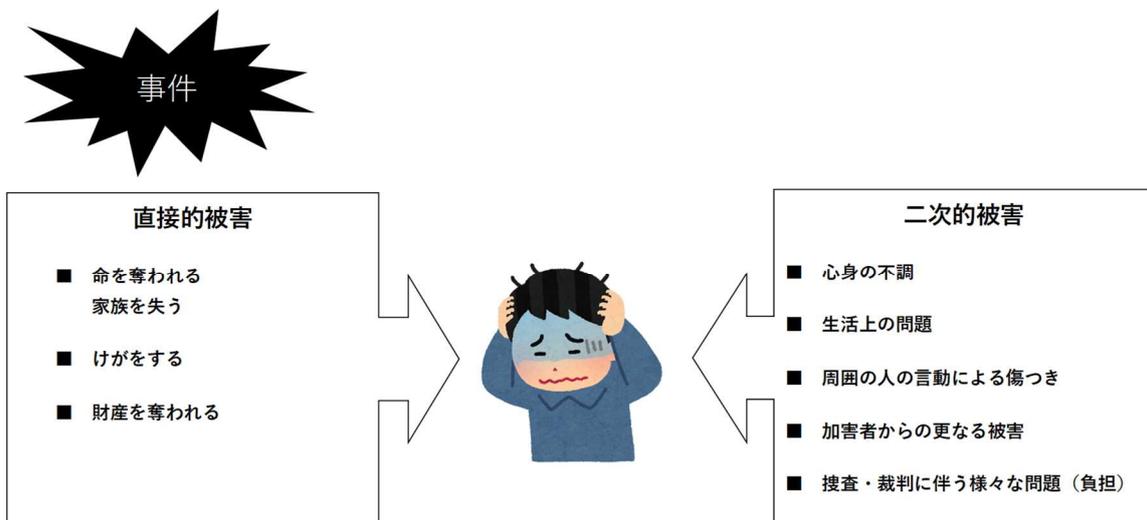
さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされる等の精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

### (6) 沖縄県特有の事情

本県は、37の有人離島を有する我が国唯一の島しょ県としての地域的特性を有しており、県外及び県内島しょ間の移動等に伴う様々な負担が生じています。

また、県内には米軍基地が存在し、米軍人等<sup>5</sup>による事件・事故が発生する等、特殊事情を抱えています。



<sup>5</sup> 米軍人等…米軍人・軍属及びその家族のことをいう。

## 第3章 計画の基本的な方向

### 1 基本目標・目指す姿（\* 条例第1条：目的）

条例第1条の規定に基づき、社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

### 2 基本理念（\* 条例第3条各項：基本理念）

条例第3条に掲げる3つの基本理念のもと、犯罪被害者等支援を推進します。

- 個人としての尊厳を重んじ、社会全体で推進（条例第3条第1項）  
犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者の相互の連携協力の下に、社会全体として推進していかなければならない。
- 適切な支援と二次的被害防止の配慮（同条第2項）  
犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 途切れのない支援（同条第3項）  
犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。

### 3 基本方針・施策の柱（\* 条例第8条各号：基本方針）

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第8条に掲げる6つの基本方針を施策の柱として設定します。

- 基本方針1：損害の回復及び経済的負担の軽減（条例第8条第1号）
- 基本方針2：精神的・身体的被害の回復（同条第2号）
- 基本方針3：再被害・二次的被害の防止（同条第3号）
- 基本方針4：県民・事業者の理解の促進（同条第4号）
- 基本方針5：民間支援団体・支援従事者の育成・支援（同条第5号）
- 基本方針6：連携協力体制の整備（同条第6号）

## 4 施策の体系

「社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現」に向けて、3で掲げた6つの「基本方針」を「施策の柱」とし、犯罪被害者等基本法に定められた地方公共団体が講ずるものとする「基本的施策」の各条項を中心に、14の「基本的施策」を紐付け、体系的に整理します。

### 《 施策の体系図 》

